

集中取組期間の最終局面に当たって

平成28年2月5日

秋 池 玲 子
坂 根 正 弘
坂 村 健
竹 中 平 蔵
八 田 達 夫

1、今国会に提出する改正特区法案について

- ・ 一昨年(平成26年)1月の安倍総理のダボス会議での御発言に基づき、この2年間の「集中改革期間」で、国家戦略特区を活用した多くの岩盤規制改革が実現した。
- ・ しかしながら、国会等の事情で、この間の特区法の改正が結果的に1度だったこともあり、「農業生産法人の出資・事業要件の緩和」など、幾つかの極めて重要な改革事項が未だに実現されないままとなっている。
- ・ ダボスでの御発言の履行、また、アベノミクス第2ステージの目標である「戦後最大の経済600兆円」を確実に実現するためにも、2年間の集中取組期間の集大成として、今国会に提出する改正特区法案には、「農業生産法人の出資・事業要件の緩和」などの岩盤規制改革事項を、しっかりと盛り込むべきである。

【参考】「産業競争力の強化に関する実行計画(2016年版)」(2月5日 閣議決定)

ー 「国家戦略特区」部分の抜粋 ー

- ・ 平成27年度末までの集中取組期間内に国家戦略特区を加速的に推進し、いわゆる岩盤規制改革全般について突破口を開いていく。このため、第8回及び第11回国家戦略特別区域諮問会議において示された「岩盤規制改革の工程表(重点事項と改革スケジュール)」及び第16回国家戦略特別区域諮問会議における外国人材の滞在・就業の促進や農林水産業の競争力強化などに係る議論も踏まえ、「テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例」などの「『日本再興戦略』改訂2015」の記載事項に加え、区域会議や平成27年の春と秋に行った全国からの提案募集における提案事項などの規制の特例措置等必要な法制上の措置を速やかに講じる。

2、養父市における取組について

- ・ 「農業生産法人の出資・事業要件の緩和」については、特区内外を問わず全国の多くの自治体・事業者からの提案・要望が相次いでいる。しかしながら、国の動きに先立って、昨年9月に「農地保全条例」を制定するなど、企業が農地を所有した場合の諸懸念を払拭するための具体的なアクションまで講じている自治体は、養父市のみである。
- ・ 養父市は、平成25年の特区法制定の際も、長年どの自治体からも動きのなかった「農業委員会の業務の市への移管」という岩盤規制改革事項を、全国で唯一提案し、特区指定を勝ち取った。
その後も、「高齢者雇用のためのシルバー人材センターの改革」や「酒類のインターネット販売の拡大」など、「養父市発」の規制改革を数多く打ち出し、今や養父市は「国家戦略特区の最大の成功例」と評価できる。
- ・ 今回の条例制定も含め、こうした「農地の管理」に全国で最も積極的な自治体と評価できる養父市だからこそ、そこに限って「農業生産法人の出資・事業要件の緩和」についても先ずは認め、厳格に管理された区域内での企業の状況をしっかりと注視していくことが、求められるところである。

3、その他、今国会で実現すべき規制改革課題など

- ・ 上記の「農業生産法人の出資・事業要件の緩和」をはじめ、主な規制改革事項に関し、特区ワーキンググループにおける規制担当官庁との議論の状況は別紙のとおり。これらについても、今国会での改革実現を図るべきである。
- ・ なお、「自家用ライドシェアの拡大」に関する議論に関連して、安全確保のために従来より行われてきた諸規制が必ずしも有効に機能していない中で、むしろ、保険を介した監視機能を高めることが期待されるところである。また、この点は、規制・制度のあり方に関わる横断的課題として留意されるべきである。
- ・ また、困難な規制改革課題にチャレンジする自治体には、「地方創生 加速化交付金」を優先的に配分するなど、「規制改革と資金支援をパッケージにした地方創生」を、政府全体として集中的に推進していくべきである。

主な規制改革事項に関する議論の状況

	規制担当官庁の主張	国家戦略特区WGの主張
農業生産法人の 出資・事業要件 の緩和	<農林水産省> 株式会社が農地を所有すると、耕作放棄や産廃置場になってしまうなどのおそれ。	養父市のように、耕作放棄などの場合の実質的なペナルティを条例で定めている場合は問題ないはず。
	国による没収などの担保措置が必要。養父市の条例では不十分。	没収などの措置がどうしても必要というなら、法律または条例でこれを定める前提で、特例を設ければよい。
	リース方式での企業参入を進めており、所有方式は時期尚早。	農業の競争力強化は喫緊の課題。特区での実験は早急に実現すべき。
過疎地等での自 家用ライドシェア の拡大	<国土交通省> 安全・安心の観点から慎重に制限を課しつつ検討すべき。	安全・安心の確保は大前提。そのうえでライドシェアの拡大を図ることが可能。
クールジャパンに 関わる外国人材の 就労解禁	<法務省> 業界からニーズはない。	民間・自治体から、提案が寄せられている。
農業の担い手と なる外国人材の 就労解禁	<法務省・農林水産省> 検討に時間がかかる。	農業については、担い手不足の解決とともに、技能実習制度に代わる仕組みの構築も、早急に図るべき。既存の制度（家事支援人材など）を参考に、早急な検討は可能。
入国管理業務の 民間委託の拡大	<法務省> 公権力の行使であり、機密情報に触れるため、民間委託は困難。	インバウンド急拡大の中で現場の混乱は大きい。民間委託の拡充を工夫すべき。
民泊（旅館業法 の特例）	<厚生労働省・観光庁> 当面は簡易宿所の規制緩和で民泊に対応。	特区においては、滞在日数の下限を、現行の7日から2日に引き下げる必要あり。